エコマーク商品類型 No.123「建築製品（材料）Version2.0」付属証明書
【分類 I-2　～畳～】

本付属証明書は、エコマーク商品類型 No.123「建築製品（材料）Version2」のエコマーク使用申込を行う際に、「エコマーク商品認定・使用申込書」とともに提出して下さい。

申込日：２００　　年　　月　　日

申込ブランド名	
申込者	（会社名） 印（社印を捺印）

＜付属証明書の作成方法＞

1. 申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
   ※「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。
2.「添付証明書」欄の各証明書をご用意下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。
3.「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。
   ※ 各証明書の作成は（記入例）を参照して下さい。
4.「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。

項目	添付証明書 （該当する事項をチェックして下さい）	添付証明書の発行者
エコマーク表示有無（予定）	□ある □製品／□包装／□カタログ・リーフレット □取扱説明書／□その他（　　） □なし ※ある場合は、以下の表示予定設計図をご提出ください。	申込者
エコマーク使用規定第3条 エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示	表示予定設計図の提出（書式自由・原稿） ※エコマーク（下段表示を含む）の表示予定図、表示予定箇所についてご提出下さい。 ※エコマークを表示する場合は、原則としてエコマーク認定番号および使用契約者名の両方の表示が必要です。	
エコマーク使用規定第7条 エコマーク使用契約者名、認定番号の表示		

項目	記入欄 （該当する事項をチェックして下さい）	添付証明書	添付証明書の発行者
製品を開発した会社	□他社／□自社 ※他社開発製品の場合は右記証明書をご提出下さい。	記入表 123-1	申込承諾者
他社において既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合	ブランド名以外の変更が　□ある／□ない （該当する事項をチェックして下さい） ※変更がなければ、以下の項目の証明は不要です	エコマーク商品認定審査結果通知書の写し 既認定型式と本申込製品の型式との対応表	申込者
No.123「再生材料を使用した建築用製品」の認定商品で、契約更新に伴う再審査の場合	既認定番号（　　）		

分類 I-2　～畳～

項目	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい
商品区分	□稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床　JIS　A5901
	□畳　JIS　A5902
	□建材畳床　JIS　A5914

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1. 環境に関する基準と証明方法

認定基準 項目番号	記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1.(1)、(2) 製品全体における材料使用比率・原料名	製品に使用する再生材料の種類 □稲わら □再・未利用木材 □再生プラスチック材料 No.123「再生材料を使用した建築用製品」で既に認定を受けている製品の場合 前回（既認定）審査時に提出した内容と □変更なし／□変更あり ※　「変更なし」の場合には、右記(2 点)の証明書は、提出不要です。 ※　JIS A5914 3.種類に規定する K 形、N 形の場合、上記の証明に替わり以下の証明でも構いません。	記入表 123-2 稲わらの場合：仕入れ伝票など	申込者または製造事業者
		記入表 123-3 原料供給事業者一覧表(原料供給事業者が 10 社以上の場合)	申込者または製造事業者
		記入表 123-4 原料取引上位 10 社による原料証明書	原料供給事業者(回収)
	JIS A5914 に規定する製品 □K 形　／□N 型　／□それ以外 ※　K 形、N 形し、ポリスチレンフォームに再生プラスチックを 50%以上使用している場合には、右記の証明書を提出して下さい。	記入表 123-2	申込者または製造事業者
		記入表 123-5	原料供給事業者(回収)
4-1.(1) 建築解体木材	建築解体木材の使用 □使用あり／□使用なし ※「使用あり」の場合は、右記(2 点)の証明書をご提出下さい。	①-1. 防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用していることについての説明文書(例：分別・排除の方法を明記した作業マニュアル、工程フロー図) ①-2.中間処理業免許(または登録番号等がわかる証明書)	原料供給事業者または申込者など
		②土壌汚染対策法施行規則（環境省令第 29 号　**別表 3**）に適合していることの**製品の含有試験結果**（六価クロム・ヒ素）	第三者試験機関または申込者など
4-1.(2) マニュアル	製品に関するマニュアルの記載内容 記載している媒体　例：取扱説明書 （　　）		
	施工に関する記載　□有／□無 使用に関する記載　□有／□無 維持・管理に関する記載　□有／□無 解体に関する記載　□有／□無 廃棄に関する記載　□有／□無 リサイクルに関する記載　□有／□無		

	施工者および建築物の所有者が閲覧	□可能 ／□不可能		
4-1.(3) 防虫剤、防蟻剤、防腐剤、防カビ剤	[防虫剤、防蟻剤、防腐剤、防カビ剤の使用]			
	防虫剤の使用 防蟻剤の使用 防腐剤の使用 防カビ剤の使用	□有／□無 □有／□無 □有／□無 □有／□無		

4-1.(4) 木質ボードのホルムアルデヒド	[製品への木質ボードの使用] □木質ボードの使用あり／□使用なし ※「木質ボードの使用あり」の場合は、右記の試験結果などをご提出下さい。 No.111「木材などを使用したボード Version2」で既に認定を受けている製品の場合 商品名（　　） 認定番号（　　） ※ 認定品場合には、右記の証明書は、提出不要です。	JIS 規格に基づく試験結果、F☆☆☆☆等級であることの証明	第三者試験機関または木質ボードの製造事業者など
4-1.(5) プラスチックの成型工程の化学物質	[プラスチックの成型工程の重金属の添加] カドミウム(Cd)、Cd 化合物の添加 □有／□無 鉛(Pb)、Pb 化合物の添加 □有／□無 総水銀(Hg)、Hg 化合物の添加 □有／□無 クロム(Cr)、Cr 化合物の添加 □有／□無 ヒ素(As)、As 化合物の添加 □有／□無 セレン(Se)、Se 化合物の添加 □有／□無		
4-1.(6) ポリマー骨格や添加剤などにハロゲンを含むプラスチックを添加した製品における廃棄時の回収とリサイクルなど	[ポリマー骨格や添加剤などにハロゲンを含むプラスチックを添加した製品] □ 該当する　／　□ 該当しない ※ 「該当する」の場合は、右記の記入表に要求事項を記載して下さい。「該当しない」の場合は右記の記入表などの提出、及び以下の欄の記載の必要ありません。 使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない □同意する ／ □同意しない	記入表 123-6 および回収方法（連絡先、回収・リサイクルをする旨の記載など）を記載した取扱説明書、ラベル、カタログなどのコピー （原稿可）	申込者
4-1.(7) 長期使用	[長期使用設計] □長期使用を可能とする工夫をしている [具体的な工夫] □畳表の交換可能 □その他（　　） □長期使用を可能とする工夫をしていない		
4-1.(8) 使用後のリサイクル、異種材料間の分離	[使用後のリサイクル、異種材料間の分離] □使用後さらにリサイクルできる □異種材料間の分離（芯材など）を容易にする配慮がなされている 使用後のリサイクル方法または分離方法についての説明 （　　） ※ 図、写真などを用いて補足しても構いません		
4-1.(9) 環境法規の遵守		記入表 123-7	最終製品製造工場長
4-2.(10) 品質	[該当する品質規格] □ 稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床 (JIS A5901) □畳(JIS A5902) □建材畳床(JIS A5914)	該当する JIS 規格に適合していることを示す試験結果などの証明書、または JIS などの認定の写し	第三者試験機関または申込者など

	［JIS 表示の有無］ □ JIS 表示あり／□表示なし ※ 表示なしの場合には、以下をご記入ください。 □全日本畳事業協同組合の認定工場で製造され、かつ、証紙が貼られている □上記、認定工場以外で製造、または証紙が貼られていない		
	No.123「再生材料を使用した建築用製品」で既に認定を受けている製品の場合 前回（既認定）審査時に提出した内容と □品質に変更なし／□変更あり ※ 変更がない場合には、右記の証明書は、提出不要です。		

記入表 123-1

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

申込承諾書

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

＊ 発行者は製品を製造した会社（申込承諾者）

当社商品名（　　）（エコマーク認定番号（　　））を、

エコマーク申込企業（　　）が商品ブランド名（　　）として、

エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

以上

記入表 123‐2

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

製品使用材料証明書

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

*発行者は、申込者または製造事業者

型式毎に提示してください。複数の型式について、使用材料の質量割合が同じ場合は、その旨提示してください。再生材料を使用している場合は、使用材料の記入欄に、そのことが分かるように記載してください。

	部品名	使用材料名 （例.稲わら、再生ポリスチレンなど）	質量(g)	製品全体での 質量割合(%)
部品1				
部品2				
部品3				
部品4				
部品5				
部品6				
部品7				
部品8				
質量合計				

上記製品全体の使用材料比率の表より、再生材料のみ以下に記載してください。

再生材料の製品全体での質量割合	
再生材料名（例.稲わら、プラスチック）	製品全体での質量割合（%）
再生材料の合計	

以上

記入表 123‐3

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

原料供給証明書一覧

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

＊発行者は、申込者または製造事業者

製品に使用する再・未利用木材の一覧を以下に示します。

No.	再・未利用材料名	原料供給者名
例	間伐材	○○県○○森林組合

以上

記入表 123‐4　（間伐材）

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

原料供給証明書

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

＊発行者は、原料供給事業者（回収）

再・未利用木材として、以下に記載した内容の間伐材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。また、対象となる林分の写真を添付します。

産　　地	例：国、県、市町村
樹　　種	
数　　量	
植 栽 年	
間 伐 率	例：20% 300 本/1500 本　（1ha あたり）
何回目の間伐かなどの情報	例：１回目の間伐：1980 年 間伐率は 30%　500 本/2000 本（1ha あたり） 2 回目の間伐：2004 年
末 口 径*	平均的な分布　　cm～　　cm

＊印　参考情報として記載すること。

間伐率（%）：(1ha あたりの間伐した本数／1ha あたりの植栽本数)×100

産地：木材が収穫されたところ

以上

記入表 123‐4（建設発生木材・廃木材）

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

原料供給証明書

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

＊発行者は、原料供給事業者（回収）

再・未利用木材として以下に記載の廃木材／建設発生木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

	原料詳細	配合割合
廃木材	□使用済み木材 再生原料内容：（　　）例：梱包材	%
	□木材加工工場などから発生する残材 □合板・製材工場などから発生する端材 □製紙未利用低質チップ □その他（　　）	%
	□剪定枝	%
	□樹皮	%
	□その他（　　）	%
建設発生木材	□建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料） ※次の２点の証明書を添付下さい。 ・防腐･防蟻･防虫処理が施された材を分別･排除して使用していることについての説明文書（例：分別・排除の方法を明記した作業マニュアル、工程フロー図） ・中間処理業免許（または登録番号等がわかる証明書）	%
	□新築・増築工事に伴って発生した木材および木質材料	%
	□修繕模様替え時に発生した木材および木質材料	%
	□その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料 発生過程や樹種などの詳しい説明（別紙による説明可） （　　）	%

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

＊建築解体木材の場合、本証明書の発行者（原料事業者）は原則として中間処理業者となります。

全 3 頁

記入表 123‐4（低位利用木材 1/3）

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

原料供給証明書

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

＊発行者は、原料供給事業者（回収）

再・未利用木材として以下に記載の低位利用木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。「環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹」を使用の場合は、竹林の周辺の写真または地図を添付します。

	低利利用木材の原料種類	配合割合
低位利用木材	□林地残材	%
	□かん木	%
	□木の根	%
	□病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材	%
	□曲がり材	%
	□小径材	%
	□環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹	%
	□その他	%
	合計	１００%

記入表 123‐4（低位利用木材 2/3）

【原料の詳細】（竹以外）

森林の種類	□天然生林　□人工林
持続可能な管理がされている森林*1)	第三者認証の取得（認証の写しを添付のこと） □あり（名称　　）　□なし
	別表１を □　満たしている　　□　満たしていない
産 地	
樹　　種	
数　　量	
植 栽 年*2)	
末 口 径*3)	㎝

*1) 小径材を原料とし、用語の定義に記載のａまたはｂに該当場合のみ記載のこと。
対象となる森林の環境方針（A4　1～数枚程度）を提出すること。

*2) 人工林の場合のみ記載のこと　　*3) 小径材の場合のみ記載のこと

産地：木材が収穫されたところ

発生過程などの詳しい説明（別紙による説明可）

小径材の場合　施業方法の説明（皆伐、群状択伐、帯状択伐など）

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記入表 123‐4（低位利用木材 3/3）

【原料の詳細】（竹）

竹の種類	
産地および 周辺の状況	（産地/例） ・国、県、市町村 （周辺の状況/例） ・森林や農地に囲まれ、竹林がそれらに侵入し適切な生育を圧迫している。（具体的に詳細に記述してください）
環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明	上記の問題に対し、どのような対応を行なっているか説明して下さい。
管理計画	伐採回数／年、竹林の所有者・管理者なども記載してください。
数　　量	

産地：竹が収穫されたところ

以上

記入表 123 - 5

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

原料供給証明書

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

＊ 発行者は原料供給事業者（回収）

以下の内容の再生材料を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

□ プレコンシューマ材料

① 発生場所		例: 包装フィルム 製造工場
② 発生内容		例: 不良品、ロス品
③ 素材名		例: ポリエチレン
④ 再生工程の説明		②で発生した材料の具体的な再生処理方法

□ ポストコンシューマ材料

① 使用後廃棄された材料名･製品名 （発生場所、回収方法など）		例:ポリスチレン 市場で発生したポリスチレンを出回収したもの
②素材名		例:ポリスチレン

※ 申込製品の製造工程における工場で発生した材料は除く。

※ 該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

以上

全 2 頁

記入表 123‐6（1/2）

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

ハロゲンを含むプラスチックを使用している製品の

回収・リサイクルに関する証明書

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：会社名）

印（社印を捺印）

＊ 発行者は申込者

以下の記述内容について証明します。

1．回収・リサイクルを行う事業者（中間処理業者含む）・受入拠点・中間受入場などのリスト

事業者名	回収・リサイクルにおける役割、処理業免許の有無など

※ 上表で記述しきれない場合は、枠の追加または表を別添しても結構です。

2．プラスチック部分の出荷量、回収量、マテリアルリサイクル量（実績もしくは計画）

「実績」もしくは「計画」の該当する□にチェックを入れて下さい。

期間		畳のプラスチック部分の出荷量（kg）[A]	畳のプラスチック部分の回収量（kg）[B]	回収率（%）[B]/[A]	マテリアルリサイクル量（kg）[C]	マテリアルリサイクル率(%)[C]/[B]
□ 実績	自：　年　月 至：　年　月					
□ 計画	実績でなく計画をご報告いただく場合の補足説明 ・製品の販売（出荷）開始日　：＿＿＿年＿月 ・出荷から回収までの所要時間（平均）：＿＿＿ヶ月					

注）使用契約締結後に、事務局より申込者へ回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあります。

記入表 123‐6（2/2）

3.　その他（管理体制など）

（※ 該当する□にチェックを入れて下さい。）

1) 回収する材料の入手方法	□ 有価物で買い取る。 ／ □ 無償で引き受ける。 □ その他（具体的な方法: ）
2) 受入拠点	□ ある。（「ある」の場合は、下表に拠点名称等を記入下さい。） □ ない。
3) 中間受入場	□ ある。（「ある」の場合は、下表に受入場名称等を記入下さい。） □ ない。
4) 回収材料の売却･購入伝票の管理方法	（自由に記入下さい。枠内で記述できない場合は別添でも結構です。その場合は別添資料名を枠内に記載下さい。）
5) 備考	回収・リサイクルシステムの整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令などに違反しない方法によることを宣言する

以上

記入表 123‐7

（財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

環境法規遵守証明書

発行日：２００　　年　　月　　日

（発行者：工場長）
工場名：

役職：　　工場長名：　　印（社印を捺印）

＊ 発行者は最終製品製造工場長

下記の事項に適合していることを証明します。

記

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出および労働安全衛生などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去 5 年間（※）遵守していること。

遵守している環境法規名	備考
□ 大気汚染防止法	
□ 水質汚濁防止法	
□ 騒音規制法	
□ 振動規制法	
□ 悪臭防止法	
□ その他 ①	※ 工場が該当する法律名を記載すること
□ その他 ②	※ 工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること
□ その他 ③	例）○○県○○環境保全条例
□ その他 ④	例）○○市公害防止協定

以上

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

※ 本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より 3 ヶ月程度とします。